

後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金

1. 事業の概要

低所得者や被用者保険の被扶養者の保険料軽減分に係る財源を大阪府と市が3:1の割合で負担し、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出した後、大阪府後期高齢者医療広域連合に納付した。

繰出金	合計	245,923,134 円	
			(保険料の均等割軽減対象者 8,089 人)
(内訳) 高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項		234,555,422 円	
(所得の少ない者に係る保険料の減額)			
均等割7割軽減 5,661 人、5割軽減 874 人、2割軽減 1,116 人			小計 7,651 人
高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項		11,367,712 円	
(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)			
均等割5割軽減(被扶養者) 438 人			小計 438 人
うち府費負担金		184,442,350 円	